

令和7年(2025年)9月30日  
豊田総合支所地域政策課

## 豊田湖畔公園施設に係る指定管理候補者の選定結果について

下記の通り、豊田湖畔公園施設に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があり、下関市議会令和7年第4回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

### 記

#### 1 選定の概要

##### (1) 施設の概要

- ①名称 豊田湖畔公園施設
- ②所在地 下関市豊田町大字地吉348番地

##### (2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

##### (3) 指定管理候補者の概要

- ①名称 一般財団法人豊田湖畔公園管理財団
- ②所在地 下関市豊田町大字地吉348番地
- ③主な業務内容 豊田湖畔公園施設の管理運営業務

#### 2 選定までの経緯

- 令和7年8月5日 非公募により申込書の受付開始
- 令和7年8月29日 受付終了
- 令和7年9月22日 下関市指定管理候補者選定委員会(豊田湖畔公園施設)から下関市長が意見書を受理
- 令和7年9月30日 下関市が指定管理候補者を選定

### (1) 申込資格

次の①から⑧までの要件のいずれにも該当することとします。

- ①市税、県税、法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ②民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- ③指定管理者の責めに帰すべき事由により、2年以内に指定の取消しを受けていないこと。
- ④地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑥2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- ⑦施設に配置する従業員の中に、甲種防火管理者の資格を有する（令和7年度中の取得見込みを含む。）従業員を配置することができること。
- ⑧インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。

### 3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（豊田湖畔公園施設）が開催され、ここにおいて、申込者から提出された事業計画書、収支計画書、申込団体の経営状況を説明する資料等及び申込団体によるプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、申込団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、申込団体を適当と認め、指定管理候補者として選定しました。

#### 4 下関市指定管理候補者選定委員会（豊田湖畔公園施設）の委員（5人）

##### 【学識経験者】

小柳 真二（公立大学法人下関市立大学 経済学部 准教授）

藤田 忠（山口県下関農林事務所森林部 森林保全課長）

##### 【経営・財務に関する有識者】

河村 啓二（一般社団法人山口県中小企業診断協会 中小企業診断士）

##### 【観光に関する有識者】

一山 未佳（豊田町観光協会 理事）

##### 【市・施設設置者】

足立 英司（豊田総合支所 総合支所次長） 委員長

※委員長は委員の互選により決定

#### 5 選定基準

各委員100点満点の採点方式とし、最低制限規準を平均点で60点以上としました。

※審査項目等については、別添1「指定管理者候補者選定の審査基準及び着眼点」のとおり

#### 6 下関市指定管理候補者選定委員会（豊田湖畔公園施設）の審査結果

##### （1）採点結果

A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	平均点
84	74	83	77	80	79

※小数点未満切捨

##### （2）主な意見

- ・利用者の属性、促進の手法について
- ・暑さ対策、熊対策について
- ・施設へのアクセスについて

##### （3）議事録（要点）

別添2「議事録（要点）」のとおり

#### 7 選定結果

下関市は、下関市指定管理候補者選定委員会（豊田湖畔公園施設）の意見及び

選定の基準に基づき総合的に審査し、一般財団法人豊田湖畔公園管理財団を指定管理候補者に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別添3「豊田湖畔公園施設事業計画書」のとおり

(2) 選定の主な理由

下関市公の施設における指定管理者最低制限基準の指定手続等に関する条例第4条第1項各号に定める選定の基準を満たしていることから、指定管理候補者として適当と認められるため。

8 提案額（指定管理料等）

(単位：千円)

	R8	R9	R10	R11	R12	合計
指定管理料	5,226	5,382	5,693	5,863	6,038	28,202
利用料金収入	28,150	28,431	28,713	28,998	29,285	143,577